

衛生管理マニュアル

株式会社日新通

小さな目のクジラ

1 基本方針

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するために、小さな目のクジラは、利用児及びその家族などからの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(2) 虐待の早期発見

日々の利用児のモニタリングにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が表れた利用児については、速やかに担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(3) 市町村への通報

職員は、事業所内外での障がい児虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、これを速やかに市町村等へ通報する。

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

2 虐待の定義

3 虐待の種類

4 職員の虐待行為

5 虐待防止責任者の責務

虐待防止責任者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

6 職員の責務

職員は日頃より、利用児のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに所長又はマネージャー、管理者へ報告する責務を有する。

衛生管理のポイント

放課後等デイサービスは、集団生活の場であるので、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないように普段から衛生面にも十分気をつけなければなりません。細菌などが繁殖しやすくなる季節や天候の時には特に配慮が必要です。

衛生面については、支援員同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子ども達に指導していきましょう。

○ 室内を清潔に保ちましょう

室内の空気を入れ替えたり、こまめに掃除やタオル類等を交換し、清潔な環境を保ちましょう。

開所前だけでなく、時には子ども達と一緒に掃除をしながら、気持ちよく生活できる環境を作っていきましょう。また、ゴキブリ等の害虫対策も季節に合わせて行いましょう。

○ 支援員自身が手洗いや うがいをしましょう

風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いや うがいを必ずしましょう。特にインフルエンザなど感染性のある病気が流行している時には、手洗いや うがいだけでなく、マスクを着用したり、ペーパータオルやアルコール消毒の使用等 細心の注意が必要です。

○ 爪は短く切り、清潔にしましょう

爪と指の間は洗にくく、爪が伸びていると清潔を保てません

特に調理に携わる支援員や食育中の子ども達の爪が伸びていないかチェックしましょう。

遊びやケンカ等でも爪が伸びていると危険なので、普段から 子ども達の爪が伸びていないか見てあげましょう。

○ 感染性の病気に注意しましょう

日頃から室内で子ども同士が密接している環境では、風邪やインフルエンザだけでなく、頭ジラミや水虫等も流行しやすいものです。

事業所内での感染があった場合は、それ以上広がらないように室内や遊具等を清潔に保つよう心がけたり、子どもの感染に気付いたら早めに保護者に伝えましょう。

又、感染症に関する知識と対応策も 支援員として学んでおきましょう。

○ 調理器具は清潔を保ちましょう

食中毒から身を守るため、布巾やまな板等の調理器具は熱湯消毒し、乾燥させるなどの対策をしましょう。食中毒が心配される季節は特に気をつけなければなりません。

○ 調理器具は清潔を保ちましょう

又、感染症に関する知識と対応策も 支援員として学んでおきましょう。

○ 食品の管理に気をつけましょう

食中毒を防ぐためには、食品にも気を配らなくてはなりません。

肉や野菜類、果物等はできるだけ当日に購入し、すぐに調理しましょう。作り置きなどは避け、調理してからあまり時間を空けずに食べることが大切です。また食材は、その日のうちに使いきるものが衛生上、大切です。

感染症への対策と発生時の対応

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことも重要です。

事業所内で発生した感染症については、逆に学校や関係機関に対して情報を発信することになります。

なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等 対策を講じることが望まれます。

学校での出席停止措置が法で定められている主な感染症

種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ等を除く)	高熱(39~40℃) 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳・鼻水 のどの痛み	気道 接触 飛沫	1~3日	発熱後 3~4日間	発症した後5日を経過し、かつ 熱が下がった後 2日を経過するまで
	百日咳	コンコンという短く 激しい咳が続く	飛沫 気道	1~2週	1~4週間	特有の咳が出なくなるまで、 または抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	目の充血・鼻汁と共に 発熱、口内に白い 斑点 一旦解熱して再び 高熱が出た時に 全身に発疹	飛沫	9~12日	発疹の出る 前5日 ~ 出た後3、4 日	熱が下がった後 3日を経過するまで
	流行性 耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと 痛み(押すと痛む)	飛沫 接触	2~3週	耳下腺の腫 れる前7日 ~ 腫れた後 9日間	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の 腫れが発現した後5日を経過し かつ全身状態が良好に なるまで
	風疹 (三日ばしか)	38℃前後の発熱 淡紅色の発疹 リンパ節の腫れ	飛沫 気道	2~3週	発疹の出る 前7日 ~ 出た後7日	発疹が消えるまで
	水痘 (水ぼうそう)	紅斑→水疱 →膿疱→かさぶた 軽い発熱	飛沫 接触	2~3週	発疹の出る 前1日 ~ 全ての発疹 がかさぶたにな るまで	全ての発疹が かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	38~40℃の発熱 喉の痛み 目やに 結膜の充血	飛沫 接触 (結膜)	5~7日	発病してから 2~4週間	主な症状が無くなった後 2日を経過するまで
	結核	(初期の症状) 発熱、咳、疲労感 食欲不振 など	飛沫 経口 接触	感染しても 臨床症状 出現は同様 ではない	同様ではない	症状により医師が感染の恐れが 無いと認めるまで (第3種と同じ扱い)
	髄膜炎菌性 髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐 出血斑	飛沫	1~10日		症状により医師が感染の恐れが 無いと認めるまで (第3種と同じ扱い)

種	病 名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間	
第 3 種	腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157)	激しい腹痛 水様性の下痢 血便	経 口 接 触	4～8日	便中に菌が 排出されて いる期間	症状により 医師が 感染の恐れがないと 認めるまで 第3種 その他の感染症	
	流行性 角結膜炎	目の異物感、充血 まぶたの腫れ 目やに 瞳孔に点状の濁り	飛 沫 接 触	4～10日			
	急性出血性 結膜炎 (アポロ病)	目の激しい痛み 結膜が赤くなる 異物感 涙が出る	飛 沫 接 触	1～2日	発病してから 5～7日間		
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス						
	伝 染 性 膿 痂 疹 (と び ひ)	顔や手に 米粒～豆大の水疱が 敗れて膿が出る かゆみ	接 触	2～5日	水疱から膿の 出る間		
第 1 種	手 足 口 病	軽い発熱(2～3日) 小さな水疱が口の中、 手足にできる	飛 沫 経 口 接 触	3～5日	のどから 1～2週間 便から 3～4週間	第3種 その他の感染症	
	伝 染 性 紅 班 (リ ン ゴ 病)	両ほおに少し盛り 上がったじんましん のような発疹 発熱	飛 沫	7～14日	風邪症状 ～ 発疹が出現 するまで		
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス							
種	病 名	出席停止期間					
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、 新型インフルエンザ等指定感染症及び新感染症 鳥インフルエンザ(H5N2)	治癒するまで					

※感染症(インフルエンザを含む)又は食中毒が発生し、「福岡市障がい児通所支援事業等に係る事故報告要領」の3、7②に該当する場合は、報告(届出)を行うこと。

福岡市障がい児通所支援事業等に係る事故報告要領(抜粋)

3 報告の対象となる事故

報告すべき事故は、第1項に定める時間帯に起こった第2項に定める事故とする。

(1)時間帯

- ① 利用者が事業所又は施設内にいる間
- ② 利用者の送迎中
- ③ その他サービスの提供に密接な関連がある時

(2)事故の種別

事故の種別は、転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症(インフルエンザ等)、交通事故、行方不明、職員の違法行為、不祥事、その他とする。

6 報告先

次の期間に報告すること

- ① 福岡市役所こども発達支援課
- ② 対象者の支給決定担当課
- ③ 福岡県障害者福祉課

7 報告における留意点

- ① 利用者が利用する他の障がい児通所支援事業所等に対して連絡するなど、他の障がい児通所支援事業等によるサービスの提供に支障が生じないように配慮すること
- ② 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、当該要領に基づく事故報告と併せて管轄の保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ロ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合